

土木工事共通仕様書等に関する特記仕様書

本工事は、愛媛県の工事請負契約書（以下「契約書」という。）によるほか、この特記仕様書によらなければならない。

第1条 愛媛県土木工事共通仕様書（令和3年4月）第11編にある「治山工事標準仕様書」は、「森林整備保全事業工事標準仕様書」と読み替えるものとする。

第2条 愛媛県土木工事共通仕様書（令和3年4月）第11編にある「林道工事標準仕様書」は、「森林整備保全事業工事標準仕様書」と読み替えるものとする。

第3条 受注者は、本工事の当初請負代金額が3,500万円以上である場合又は設計図書に定めのある場合は、契約書第11条の規定により、履行状況を発注者に報告しなければならない。

2 前項の報告は、次の各号に示す資料を添付し、毎月5日（5日が県の休日にあたる場合は直後の平日とする。）までに行わなければならない。

- (1) 工事履行報告書
- (2) 実施工程表
- (3) 工事全体の進捗が分かる写真